		―――野菜ジュース			
	210	―――――砂糖を加えたもの	L	KG	
		―――――その他のもの			
	221	―――――気密容器入りのもの	L	KG	
		―――――その他のもの			
	231	―――――にんじんジュース	L	KG	
	239	―――――その他のもの	L	KG	」

改める。

輸入統計品目表第二十一類の注三中「及び果実」を「、果実及びナット」に、「食餌療法用」を「食餌療法用」に改める。

輸入統計品目表第二十一〇六・九〇号を次のように改める。

2106.90		―その他のもの		
		――ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上の調製品		
		―――乳脂肪分が全重量の30%以下のもの		
		―――――その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		
	111	―――――アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの		KG
	112	―――――その他のもの		KG
	119	―――――その他のもの		KG
		―――その他のもの		
		―――――調製食用脂（第04.05項の物品の含有量が全重量の30%を超え70%以下のものに限る。）		
		―――――関税割当制度による数量以内のもの		
	121	―――――――ニュージーランドを原産地とするもの		KG
	122	―――――――その他のもの		KG
	123	―――――――その他のもの		KG
		―――――その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		
	124	―――――アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの		KG
	125	―――――その他のもの		KG
	129	―――――その他のもの		KG
		――その他のもの		
		―――米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の30%を超える調製食料品		
		―――――米の含有量が全重量の30%を超えるもの		
	517	―――――――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第１項第３号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG
	518	―――――――その他のもの		KG
		―――――その他のもの		
		―――――小麦（ライ小麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの		
	214	―――――――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG
	215	―――――――その他のもの		KG
		―――――大麦（裸麦を含む。）の含有量が全重量の30%を超えるもの		
	216	―――――――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		KG
	219	―――――――その他のもの		KG
		―――その他のもの		
		―――――糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）		
	221	―――――――分蜜糖のもの		KG
	229	―――――――その他のもの		KG
	230	―――――チューインガム		KG
	240	―――――こんにやく		KG
		―――――飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が0.5%を超えるものに限る。）		
	246	―――――――果汁をもととした調製品（アルコール分が１%未満のものに限る。）		KG
	247	―――――――その他のもの		KG
		―――――その他のもの		
		―――――――砂糖を加えたもの		
		―――――――おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと		
	251	―――――――――各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		KG
	259	―――――――――その他のもの		KG